

Vol.1 「デニッシュ・パストリーは誰のもの？」

WIPO PCT国際協力部部長 夏目 健一郎

1. デンマークのパン

デニッシュ・パストリーというパンがある。クロワッサンのようなさくさくとした生地にカスタードや果物などが詰めてあったりするもので、多くのベーカリーで見かける。カスタードクリームのカロリーが気になりながらも、おいしさに負けてたまには、ということであつて食べてしまう。デニッシュとはデンマークのという意味であり、デニッシュ・パストリーはいふなればデンマークのパン、ということである。クールジャパン、ジャマイカコーヒーなど、国名がビジネスシーンに登場することは少なくない。

2. 国名の保護

WIPOの管理する条約で商標などの知的財産をカバーするパリ条約では、国の紋章等を商標登録しないようにすることは求めているものの(6条の3)、国名そのものからなる、または国名を含む商標の扱いについては踏み込んでいない。

国名が商品名に使われる、さらには商標として登録されることになると、場合によってはその国の評判、イメージを損なうことになる可能性もあり、これは当該国としても望まないことであろう。実際に加盟国から、国名が不当に商標登録されるなどしないよう、国名の保護に関して議論を深めるべきだという提案もなされている。WIPOでは商標等を議論する常設委員会において、国名の保護について議論されている。

3. 各国の扱い

いきなり新たな制度を作るわけにもいかないので、まずは各国で国名を含む商標出願がどのように扱われるのか、という調査が行われた。各国では国名を保護するために、商標制度との関係でいくつかのアプローチを取っている。多くの国々で見られたものは例えば次のものである。

商標の基本機能として商品やサービスと他者のものと区別するというものがある。つまり、自他識別性が必要ということである。したがってその国で生産されたとい

う産地を示すためのものであれば、これは単なる記述的なものであるとして商標登録しない、というものであり、多くの国々で採用されている。スイス産のチーズに「スイスチーズ」という表記をすることを特定の業者にのみ認め、他者がそのような表示ができないことになることになってしまう。

また多くの国で誤解を招いたり、虚偽の表示であるようなものも商標登録しないとしている。ジャマイカ産でないコーヒー豆に「ジャマイカコーヒー」という商標が付されていたら、消費者の誤解を招いてしまう。ジャマイカのコーヒーを期待して商品を購入する消費者を裏切ることになってしまう。

このように各国で似ているところもあるものの、国名を含む商標の扱いは世界共通ではなく、各国それぞれ異なる法制度、運用であることもあり、現時点でパリ条約を改正するというような合意があるわけではないが、引き続き加盟国間で議論が行われていく予定である。

4. デニッシュ・パストリーは

デニッシュ(DANISH)、またはデンマーク(DENMARK)は商標登録されているのか。WIPOの国際商標データベース(ROMARIN)でDANISH、DENMARKを検索するとこれらを含む商標がいくつかヒットする。チーズ、ビスケット、デザインなどに関するものはあるが、パンだけに特化した登録は見当たらない。

WIPOの同僚がデンマークの代表団に、デニッシュ・パストリーという表現が世界中で使われていることは問題だと思うか、と質問したところ答えは

「問題ない。なぜなら我々は、そのことをViennoiserie(ヴィエノワズリ(ウィーンのもの))と呼んでいるから。」

さて、デニッシュ・パストリーは誰のものなのだろう、と考えるのもいいが、とりあえずベーカリーに出かけて一つ食べてからにしようか。

Ken-ichiro Natsume

日本国特許庁にて審査官、審判官としてエレクトロニクス、コンピュータ関連の審査、審判業務に携わる。その間、カリフォルニア工科大学客員研究員、特許庁国際課、総務課、調整課審査基準室、外務省経済局、在ジュネーブ国際機関日本政府代表部などにおいて、特許行政、国際交渉にも従事。2012年にWIPO日本事務所所長に就任し、2014年4月から現職。